

唐国地区地区計画

2. 地区整備計画

(修正後)

地区整備計画	道 路	道路1：幅員 10.9m（車路8.9m、歩道2.0m）、延長 約487m 道路2：幅員 8.9m（車路6.9m、歩道2.0m）、延長 約 76m	
	緑 地	1号緑地：面積約4,900㎡（緑地の最小幅：6m以上）	
	細 区 分 称	流通サービス地区	沿道サービス地区
	面 積	約5.0ha	約2.8ha
	建築物等に 関する事項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法別表第2 <u>（ぬ）項第3号</u>に規定する工場（流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程における簡易な加工の事業に供するものを除く）</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 <u>（ぬ）項第4号</u>に規定するもの</p> <p>(4)、(5) 略</p>	
	建築物等の 用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 <u>（ぬ）項第4号</u>に規定するもの</p> <p>(4)、(5) 略</p>	
	(以下略)	(以下略)	

(修正前)

地区整備計画	道 路	道路1：幅員 10.9m（車路8.9m、歩道2.0m）、延長 約487m 道路2：幅員 8.9m（車路6.9m、歩道2.0m）、延長 約 76m	
	緑 地	1号緑地：面積約4,900㎡（緑地の最小幅：6m以上）	
	細 区 分 称	流通サービス地区	沿道サービス地区
	面 積	約5.0ha	約2.8ha
	建築物等に 関する事項	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 建築基準法別表第2 <u>（り）項第3号</u>に規定する工場（流通業務施設における金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他これらに類する物資の流通の過程における簡易な加工の事業に供するものを除く）</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 <u>（り）項第4号</u>に規定するもの</p> <p>(4)、(5) 略</p>	
	建築物等の 用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 建築基準法別表第2 <u>（り）項第4号</u>に規定するもの</p> <p>(4)、(5) 略</p>	
	(以下略)	(以下略)	